

【長野県】理・美容業務の際に必要な衛生措置基準

	理：法第9条 美：法第8条	条例第3条	要領（主なもの）
器具等の管理	<p>皮ふに接する布片：清潔に保ち、客1人ごとに取りかえること</p> <p>皮ふに接する器具：清潔に保ち、客1人ごとに消毒すること</p> <p>（クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそりその他の皮膚に直接接触して用いられる器具（規則第24条））</p>	<p>客に着用させる布は清潔なものを使用</p> <p>消毒液は適正な濃度のものを調整、清潔に保持</p> <p>器具は未消毒・既消毒に区分した容器に収めて取り扱うこと</p> <p>毛そり石けんは客1人ごとに取りかえる（理）</p>	<p>※客用の被布は白色又はこれに近い色で汚れが目立ちやすいものを使用</p> <p>※使用後の布片類は洗剤等を使用して温湯で洗浄</p> <p>蒸しタオルは消毒済みのものを使用</p> <p>皮ふに接する器具類は使用後に洗浄・消毒（皮ふ疾患者等に対する作業後は特に厳重に行う）</p> <p>皮ふに接しない器具で汚れやすいものは客1人ごとに取りかえ・洗浄</p>
従事の際の留意事項		<p>作業中は清潔な作業衣、顔面作業時はマスクを着用</p> <p>つめは常に短くする</p> <p>手指は客1人ごと作業着手前及び作業終了後に洗浄、必要に応じ消毒</p> <p>医薬部外品・化粧品は適正に使用</p> <p>耳孔・鼻孔の毛そりの禁止（理）</p> <p>電気作業中は注意を怠らない（美）</p>	<p>外衣は白色又はこれに近い色で汚れが目立ちやすいもの</p> <p>身体・頭髪の清潔保持</p> <p>毛髪等の廃棄物は客1人ごとに清掃し、専用容器（ふた付き）に入れ適正に処理</p> <p>電気・ガス器具は使用前に安全性点検、使用中も注意を怠らない</p>

注：※は望ましい基準

理・美容器具の消毒方法について（規則25条及び要領）

(1) 消毒方法

種類	消毒方法（規則）	特徴・留意点（要領）
かみそり（専ら頭髪を切断する用途に使用されているものを除く。）及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いがあるものについては、次のいずれかの方法		
煮沸消毒	沸騰後2分間以上	<p>陶磁器、金属、及び繊維製の器具等の消毒に適するが、くし類等合成樹脂製のものの一部には加熱により変形するものがある。</p> <p>水量を適量に維持する必要がある。</p> <p>さび止めの目的で、亜硝酸ナトリウム等を加えることができる。</p>
エタノール消毒	エタノール水溶液（エタノールが76.9%以上81.4%以下の水溶液をいう。以下同じ。）中に10分間以上浸す	<p>消毒液は、蒸発、汚れの程度等により、7日以内に取り替えること。</p> <p>消毒用エタノールを希釈せず使用することが望ましいが、無水エタノール又はエタノールを使用する場合は、消毒用エタノールと同等の濃度に希釈して使用すること。（以下同じ。）</p>
次亜塩素酸ナトリウム消毒	次亜塩素酸ナトリウムが0.1%以上である水溶液中に10分間以上浸す	<p>金属器具及び動物性繊維製品は、腐食するので使用する場合は、必要以上に長時間浸さないなど取扱いに注意すること。</p> <p>消毒液は、毎日取り替えること。</p> <p>消毒薬を取り扱う際には、ゴム手袋を着用する等、直接皮膚に触れないようにすること。</p> <p>製剤は保管中に塩素濃度の低下がみられるので、消毒液の有効塩素濃度を確認することが望ましい。</p>
前記以外の器具については、次のいずれかの方法		
紫外線消毒	20分間以上85マイクロワット／c㎡以上の照射	<p>器具の汚れ具合、収納状況等により効果が期待できないことがあるため、器具の汚れを十分に除去した後、直接紫外線が照射されるような状態に収納した後、照射する</p> <p>構造が複雑で、直接紫外線の照射を受けにくい形状の器具類の消毒には適さない</p> <p>定期的に紫外線灯及び反射板を清掃することが必要である</p> <p>2,000～3,000時間の照射で出力が低下するので、紫外線灯の取替えが必要である</p>
煮沸消毒	沸騰後2分間以上	
蒸気消毒	10分間以上80℃を超える湿熱に触れさせる	<p>ガラス、陶磁器、金属及び繊維製の器具等の消毒に適するが、くし類等合成樹脂製のものの一部には加熱により変形するものがある</p> <p>タオル等布片類を器内に積み重ねて消毒する場合、最上部のタオル等が湿熱に充分触れないことがある</p> <p>器内底の水量を適量に維持する必要がある</p>

種類	消毒方法（規則）	特徴・留意点（要領）
エタノール消毒	エタノール水溶液中に10分以上浸し、又はエタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具の表面をふく方法	
次亜塩素酸ナトリウム消毒	次亜塩素酸ナトリウムが0.01%以上である水溶液中に10分以上浸す	
逆性石ケン消毒	逆性石ケンが0.1%以上である水溶液中に10分以上浸す	石ケン、洗剤を用いて洗浄したものを消毒するときは、十分水洗いしてから使用すること 消毒液は、毎日取り替えること。
グルコン酸クロルヘキシジン消毒	グルコン酸クロルヘキシジンが0.05%以上である水溶液中に10分以上浸すこと	消毒液は、毎日取り替えること。
両性界面活性剤消毒	両性界面活性剤が0.1%以上である水溶液中に10分以上浸すこと	消毒液は、毎日取り替えること。

(2) 留意事項

○かみそり（頭髪のカットのみの用途（レーザーカット））に使用するかみそりを除く。以下同じ）及びかみそり以外の器具で、血液の付着しているもの又はその疑いのあるもの

- ①消毒する前に家庭用洗剤をつけたスポンジ等を用いて、器具の表面をこすり、十分な流水（10秒間以上、1リットル以上）で洗浄する。
 - ※1 器具は、使用直後に流水で洗浄することが望ましい。この際流水が飛散しないように注意する。
 - 2 消毒液に浸す前に水気を取ることを。
- ②消毒後流水で洗浄し、よくふく。
 - ※1 クリッパーは刃を外して消毒すること。
 - 2 替え刃式カミソリは、ホルダーの刃を挟む内部が汚れやすいので、刃を外してろ紙等を用いて清掃すること。
 - 3 洗浄に使用したスポンジ等は使用後、流水で十分洗浄し、汚れのひどい場合は、エタノール又は次亜塩素酸ナトリウムで消毒すること。

○かみそり以外の器具で血液が付着している疑いのないもの

消毒する前によく洗浄する。

○タオル、布片類の消毒

- ①加熱による場合は、使用したタオル及び布片類を洗剤で洗浄した後、蒸し器等の蒸気消毒器に入れ、器内が80℃を超えてから10分以上保持させること。この場合、器内の最上部のタオル等の中心温度が80℃を超えていないことがあるので、蒸気が均等に浸透するように十分注意すること。
- ②消毒液による場合は、使用したタオル、布片類を次亜塩素酸ナトリウム液に浸し、消毒すること。消毒終了後は、洗濯し、必要に応じて乾燥して保管するか又は蒸し器に入れること。
- ③血液が付着したタオル、布片類は、廃棄するか又は血液が付着している器具と同様の洗浄及び消毒を行うこと。